

神戸市の再生可能エネルギー利用促進区域内における建築基準法に基づく特例許可に係る基準

令和8年4月1日

1. 目的

本基準は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第64条の規定により、「神戸市建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画」（以下「促進計画」という。）の定めによる特例適用要件に該当することで、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第52条第14項第三号又は法第53条第5項第四号に該当する建築物を対象に、法第52条第14項又は第53条第5項に基づく許可をする際、当該規定に照らして支障がないと認められる必要条件を規定することにより、許可制度の円滑な運用に資することを目的として定める。

なお、本基準は許可申請にあたっての必要条件としての性格を持つものであるため、許可に際しては、具体的な計画に即し、各規定に照らして支障がないことを判断するものとする。

2. 容積率の緩和に係る基準

① 適用範囲

促進計画の特例適用要件に該当する建築物に対する法第52条第14項に基づく許可に適用する。

なお、特例適用要件における自動車車庫等とは、自動車車庫、自転車駐車場又は通常屋外に設置する設備機器の設置スペースの用途に供するものとする。

② 許可対象部分に関する必要条件

次に掲げるすべての事項に適合する部分を許可対象とする。

ア 地上又は屋上で、架台等に太陽光発電設備を設置する建築物又は建築物の部分であること。

イ 架台等是不燃材料で造り、高い開放性を有する構造であること。

ウ 許可の対象であることや他の用途に変更できない旨を適切に表示するとともに、建築主は当該部分を適切に維持管理すること。

③ 容積率の緩和の対象等

許可対象部分のうち、建築物の他の部分から独立していることが明確である部分の床面積相当分を、容積率の緩和の対象とする。ただし、緩和後の容積率は、基準容積率（法第52条第1項から第7項まで及び第9項の規定による容積率）の1.25倍を限度とする。

3. 建蔽率の緩和に係る基準

① 適用範囲

促進計画の特例適用要件に該当する建築物に対する法第53条第5項に基づく許可に適用する。

なお、特例適用要件における自動車車庫等とは、自動車車庫、自転車駐車場又は通常屋外に設置する設備機器の設置スペースの用途に供するものとする。

② 許可対象部分に関する必要条件

次に掲げるすべての事項に適合する部分を許可対象とする。

ア 地上で、架台等に太陽光発電設備を設置する建築物又は建築物の部分であること。

イ 架台等是不燃材料で造り、高い開放性を有する構造であること。

ウ 許可の対象であることや他の用途に変更できない旨を適切に表示するとともに、建築主は当該部分を適切に維持管理すること。

③ 建蔽率の緩和の対象等

許可対象部分のうち、建築物の他の部分から独立していることが明確である部分の建築面積相当分を、建蔽率の緩和の対象とする。